

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

妙高市の人口は、令和2年の国勢調査（結果速報）で30,402人と前回（平成27年）に比べて△8.4%の大幅な減少となっている。世帯数についても前回（平成27年）比△1.9%の11,341世帯であり、1920年以降の統計における最低を更新する等、依然として人口減少に歯止めがかかっていない。

国勢調査をもとに年齢3区分別人口の割合をみると、平成22年は年少人口12.3%、生産年齢人口57.7%、老年人口30.0%であり、平成27年は年少人口11.2%、生産年齢人口55.0%、老年人口33.8%と推移している。年少・生産年齢人口の減少及び高齢化率の増加が顕著である。

市内総生産は、平成30年度新潟県市町村民経済計算では1,480億円であり、産業の構成比をみると第1次産業が1.0%、第2次産業が46.0%、第3次産業が52.4%となっている。

妙高市では、古くから良質で豊かな水と清廉な自然環境を活かし、化学関連産業や半導体を中心とする電子・電機関連産業が立地しているほか、市内2か所の工場団地には地場産業の技術を活かした企業が集積し、付加価値の高い製品が出荷されている。

妙高市において中小企業は、市民生活の維持・向上、及び雇用の場の確保のほか、市民所得の向上などに重要な役割を担っている。

市内の産業は、近年の人口減少や少子高齢化、地域間競争の激化等の社会構造の変化により、売上げや事業所数の減少、経営者の高齢化等の課題を抱え、特に、経営資源の確保が困難な中小企業においては、厳しい経営環境となっている。

これらを踏まえ、中小企業の振興が市内経済の活性化において必要不可欠であることを改めて認識し、中小企業の成長発展、事業の持続的発展による中小企業の振興を通じて市民生活の向上の実現に取り組むため、平成29年に制定した「妙高市中小企業振興基本条例」を軸とした各種支援制度を継続していく。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口減少等、社会情勢が変化する中、今後も引き続き、多様な業種の立地や雇用の創出、消費拡大等に向け、地場産業の振興や企業の誘致活動に取り組んでいくとともに、地域資源を活用した商品やサービスの開発・拡充、販路開拓等を支援することで、中小企業の経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化と活力ある地域社会、市民生活の向上の実現に取り組んでいく。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定数は、年 10 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）については、目標伸び率は年平均 3% 以上向上することを目標とし、5 年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である 5 年後までの労働生産性向上の目標伸び率は 15% 以上、計画期間が 3 年間の場合は 9% 以上の目標伸び率、4 年間の場合は 12% 以上の目標伸び率を設定することとする。

2 先端設備等の種類

中小企業の成長発展、事業の持続的発展による中小企業の振興を通じて市民生活の向上の実現に取り組むため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中小企業の成長発展、事業の持続的発展による中小企業の振興を通じて市民生活の向上の実現に取り組むため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業の成長発展、事業の持続的発展による中小企業の振興を通じて市民生

活の向上の実現に取り組むため、本計画の対象業種・事業は、原則として限定しないものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・市税を滞納していないこと。
- ・次に定める事業を行わないこと。

①公共の福祉に反する事業、または政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第1項及び同条第5項から第11項までに定める営業

③妙高市暴力団排除条例(平成24年妙高市条例第7号)第2条に規定する暴力団等が関与する事業

④人員削減を目的とした事業

⑤市民生活や生活環境に悪影響を及ぼすことが予想される事業